

空売り価格規制に係るトリガー抵触銘柄の公表について

平成 25 年 10 月 11 日 (平成 28 年 9 月 26 日一部改訂)

証券会員制法人 札幌証券取引所

1. 概要

本年 1 月 5 日 (火) に施行が予定されております、空売り規制の総合的な見直しにおいて、現在、全ての銘柄に恒常的に適用されている価格規制体系から、一定の条件を満たした銘柄にのみ価格規制が適用されるという、トリガー型の価格規制体系に見直されることとなります¹。

取引しようとしている銘柄に価格規制が適用されているかどうかという情報は、投資判断上、重要なものと考えられることから、本所では、対象となる銘柄の価格規制の適用状態について、相場報道システム (FLEX データ・フィード) を通じて、リアルタイムに周知することとしておりますが²、併せて、市場関係者の利便性等を考慮し、当日にトリガーに抵触した銘柄の一覧情報について、EXCEL ファイル形式の単一のファイルとして、日々、本所のホームページに掲載することといたします。

公表方法や公表フォーマット等の詳細については下記 2、その実施時期及び施行日当日の空売り価格規制の適用については下記 3 をそれぞれご参照ください。

2. トリガー抵触銘柄一覧の公表について

(1) 見直し後の価格規制体系について

空売り規制の総合的な見直しの施行後は、当日の価格規制について、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。以下「金商法施行令」という。) 第 26 条の 4 第 1 項第 1 号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 (平成 19 年内閣府令第 59 号。以下「取引規制府令」という。) 第 12 条第 5 項に基づき、空売りに係る銘柄について、前日終値等を基礎として算出される基準価格³から 10% 以上低い価格で約定が発生した場合 (以下、「トリガーに抵触した場合」等と記載します。) に、価格規制が適用されることとなります。

また、価格規制の翌日適用の有無については、金商法施行令第 26 条の 4 第 1 項第 2 号及び取引規制府令第 12 条第 7 項に基づき、当日の当該銘柄の主たる市場におけるトリガー抵触状況に応じて、決定されることとなります。すなわち、当日、当該銘柄の主たる市場においてトリガーに抵触した場合、その翌日は当該銘柄の取引が行われる全ての市場 (私設取引システム (以下、「PTS」という。) を含む。) において、価格規制が終日適用されることとなります (各市場において、当日にトリガーに抵触していたかどうかは問いません。)。その一方で、当該銘柄の主たる市場においてトリガーに抵触しなかった場合、その翌日は当該銘柄の取引が行われる全ての市場 (PTS を含む。) において、価格規制が適用されていない状態で取引が開始され

¹ 空売り規制の総合的な見直しの詳細につきましては、金融庁のホームページ

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130821-3.html>) をご参照ください。

² 詳細については、平成 25 年 6 月 12 日付「空売り規制の総合的な見直しに係る札証の対応について」の別紙における 2 (12) をご参照ください。

³ 当該基準価格について、本所では、当日の「呼値の制限値幅の基準値段」と同じ値段とすることとしております (以下、基準価格に係る記載について同じ)。詳細については、平成 25 年 6 月 12 日付「空売り規制の総合的な見直しに係る札証の対応について」の別紙における 2 (2) をご参照ください。

ることとなります(各市場において、当日にトリガーに抵触していたかどうかは問いません)。

(2) 公表方法について

上記(1)のように価格規制体系が見直される中、本所では、当日にトリガーに抵触した銘柄の一覧を取り纏めたうえで、EXCELファイル形式の単一のファイルとして、当日の午後5時を目途に、下記の本所のホームページに掲載いたします⁴。

空売り価格規制トリガー抵触銘柄に関する情報

<http://www.sse.or.jp/market/karauri/trigger>

(3) 公表フォーマットについて

トリガー抵触銘柄一覧の公表に係るフォーマットにつきましては、下記の本所のホームページよりダウンロードすることができます。

なお、公表フォーマットは、日本語及び英語が併記される方式となっております。

空売り価格規制トリガー抵触銘柄一覧の公表に係るフォーマット

<http://www.sse.or.jp/market/karauri>

(4) 公表フォーマットに記載される情報について

空売り価格規制トリガー抵触銘柄一覧 List of Triggered Stocks for Short Selling Price Test			
※ 下表におけるトリガー抵触時刻は、札幌証券取引所の市場における抵触時刻を示しております。 Note: "Triggered Time" indicated below shows a triggered time in the Sapporo Securities Exchange's market.			
取引年月日 Date of Trading			
銘柄コード Code of Stock	銘柄名 (日本語/英語) Name of Stock (Japanese / English)	トリガー抵触時刻 Triggered Time	主たる市場 (日本語/英語) Primary Listing Market (Japanese / English)
②	③	④	⑤

①取引年月日 (Date of Trading)

当該ファイルに記載される情報の取引年月日が記載されます。

②銘柄コード (Code of Stock)

当日にトリガーに抵触した銘柄の銘柄コードが記載されます。

③銘柄名 (Name of Stock)

当日にトリガーに抵触した銘柄の銘柄名が記載されます。日本語の銘柄名及び英語の銘柄名が併記される方式となります。

⁴ なお、現時点で当該ページにアクセスすることは可能ですが、トリガー抵触銘柄一覧の公表を開始するまでの間は、当該ページの内容は更新されませんので、ご注意ください。

④トリガー抵触時刻 (Triggered Time)

当日にトリガーに抵触した銘柄の、本所の市場におけるトリガー抵触時刻が秒単位で記載されます。例えば、本所に上場する銘柄について、本所の市場で午後1時14分31秒台にトリガーに抵触した場合、「13:14:31」と記載されます。

なお、当該トリガー抵触時刻は、「前日終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い価格で、当日最初に約定した時刻」が記載されるものであり、必ずしも当日中に価格規制が適用開始となった時刻を意味するものではないことにご留意ください。例えば、本所が主たる市場である銘柄に関し、前日にトリガーに抵触し当日は終日価格規制が適用されている状態であったとしても、当日に再びトリガーに抵触した場合（前日終値等を基礎として算出される基準価格から10%以上低い価格での約定があった場合）には、そのトリガー抵触時刻が記載されることとなります。

また、当該一覧に記載された銘柄であったとしても、必ずしもその翌日に価格規制が終日適用されることを意味するものではないことにご留意ください。価格規制の翌日適用の有無については、対象となる銘柄の主たる市場において、当日にトリガーに抵触したかどうかによって決定されるため、当該一覧にトリガー抵触時刻が記載された銘柄であったとしても、その主たる市場が本所以外の銘柄については、当該銘柄の主たる市場における当日のトリガー抵触状況を確認する必要があります。

⑤主たる市場 (Primary Listing Market)

当日にトリガーに抵触した銘柄の主たる市場が記載されます。日本語の主たる市場及び英語の主たる市場が併記される方式となります。なお、主たる市場については、市場名ではなく取引所名を略記した形で記載されます。すなわち、本所が開設する市場であれば「札幌」及び「S a p p o r o」と、東証が開設する市場であれば「東京」及び「T o k y o」と、名証が開設する市場であれば「名古屋」及び「N a g o y a」と、福証が開設する市場であれば「福岡」及び「F u k u o k a」と、それぞれ記載されます。

(5) ファイルの公表に当たっての留意事項

- ✓ トリガー抵触銘柄一覧の公表については、施行日以降のもののみを対象とし、過去に遡及しての取り纏め及びその公表は行いません。
- ✓ トリガー抵触銘柄一覧の取り纏めの対象となる銘柄は、本所に上場している銘柄（単独上場銘柄及び重複上場銘柄）とします。

3. 実施時期及び施行日当日の空売り価格規制の適用について

(1) 実施時期について

トリガー抵触銘柄一覧については、本年11月1日（金）から公表を開始いたします。

(2) 施行日当日（本年11月5日（火））の空売り価格規制の適用について

施行日当日における価格規制の適用については、以下のとおり取り扱われることとなります。
金商法施行令第26条の4第1項第2号に基づき、施行日の前営業日である本年11月1日（金）に、主たる市場においてトリガーに抵触した銘柄（前日終値等を基礎として算出される基準価格⁵から10%以上低い価格で約定が発生した銘柄）については、施行日である11月5日（火）において、終日価格規制が適用されることとなりますのでご注意ください。

なお、これに併せ、本所では、当日にトリガーに抵触した銘柄の一覧情報について、本年11月1日（金）よりその公表を開始するものとしております。

(3) その他の取扱いについて

空売り規制の総合的な見直しに係る、本所の市場における売買の取扱いについては、既にご案内している内容から変更ありません⁶。

以 上

⁵ 当該基準価格について、本所では、当日の「呼値の制限値幅の基準値段」と同じ値段とすることとしております。詳細については、平成25年6月12日付「空売り規制の総合的な見直しに係る札証の対応について」の別紙における2（2）をご参照ください。

⁶ 詳細については、平成25年6月12日付「空売り規制の総合的な見直しに係る札証の対応について」及びその別紙をご参照ください。